

# 第12回

## 松浦地域合併協議会会議録



日 時： 平成17年4月28日 （木） 14時00分

場 所： 松浦市文化会館 ふれあいホール

# 第12回松浦地域合併協議会

開会年月日 及び時間	平成17年4月28日(木)				開会時刻	14時00分
					閉会時刻	15時06分
会議の場所	松浦市文化会館 ふれあいホール					
出席した 委員  29名中 24名出席	会長	吉山 康幸	副会長	松永 茂治	委員	志水 勝輔
	委員	宮本 正則	委員	福村 邦廣	委員	椎山 賢治
	委員	寺澤 優國	委員	松瀬 輝治	委員	友田 吉泰
	委員	志水 正司	委員	岡本 哲夫	委員	松本 國茂
	委員	村田 末廣	委員	金内 武久	委員	武尾 嘉明
	委員	田中 まゆみ	委員	太田 末男	委員	山口 芳正
	委員	永田 俊子	委員	井筒 清治	委員	廣瀬 茂好
	委員	森 眞一	委員	村田 茂實	委員	大畑 安盛
欠席した委員 5名欠席	委員	田島 忠志	委員	池水 英比古	委員	日高 雅之
	委員	前田 次男	委員	星野 孝通		
規約第10条第4 項の規定により出 席した者の職名  6名出席	幹事長	友廣 郁洋	副幹事長	坂井 秀敏	副幹事長	金井田 豊秀
	幹事	山崎 薫	幹事	末永 悦二	幹事	小田 鉄三郎
職務のため 会議に出席した 者の職名	事務局長	大久保 整	事務局次長	丸形 啓二	事務局職員	瀬戸 守
	事務局職員	鴨川 聡	事務局職員	出口 義之	事務局職員	宮本 一樹
	事務局職員	嘉松 正仁				
協議事項	別紙のとおり					
会議の内容	別紙のとおり					

# 第12回松浦地域合併協議会会議次第

【日時】平成17年4月28日(木)14時～

【場所】松浦市文化会館 ふれあいホール

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

【報告事項】

\* 報告第1号 協議会委員(広域委員)の変更について

\* 報告第2号 合併協議会事務局規程の一部改正について

【協議事項】

\* 協議第54号(協定項目13号)特別職の職員の身分の取扱いに関する事

\* 協議第55号(協定項目18号)各市町の慣行の取扱いに関する事

4. その他

5. 閉会

午後 2 時 開会

大久保事務局長

皆様こんにちは。大変お待たせいたしました。ただ今から第12回松浦地域合併協議会を開催いたします。

本日の協議会は、3月のスケジュールでは予定をいたしておりませんでした。専門部会の事務調整を進めるにあたりまして、協議会の確認を受けて進める方が適当というようものが出来まいりましたので、予定を入れさせていただいたところでございます。

大変お忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございました。

それでは、開会にあたりまして、吉山会長がごあいさつを申し上げます。

吉山会長

皆様こんにちは。1カ月ぶりの協議会となりましたが、開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今の事務局の説明のとおり、急遽、4月の協議会を入れさせていただきましたが、委員皆様には御理解を賜り、お繰り合わせ御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

さて、合併特例法の申請期限の3月31日が経過しまして、来年3月末の全国の市町村数は1,822に再編されることが報道されております。平成の大合併が始まる平成11年3月末には3,232あった市町村から約4割の1,410が減少するということとなります。一方、県内でも8市70町1村の79市町村から、13市10町の23市町となり、約70%が減少する見込みであります。

松浦地域1市2町の合併につきましては、3月に県知事に対して合併の申請書を提出いたしておりましたが、長崎県におかれましては4月1日に臨時県議会を開催され、合併関連議案の議決をいただきました。そして、4月6日には県庁において県知事から合併決定書の交付を受けてまいりました。来月にも総務大臣の告示がなされると思っております。これにより法律上の手続は終了いたすこととなります。既に、事務方において18年1月1日の合併に向けて、電算システムの統合、事務事業の一元化、例規の整備等、もろもろの準備に取り組んでいるところでございます。本日は、その事務の調整作業を進める中で、特別職の報酬の検討の手法など、協議会の確認を経て進めようというものが出来まいりましたので、お集まりをいただいた次第でございます。

どうか本日も委員皆様方にはいろんな角度から御意見を賜り、よりよい協議が進みますことを心からお願い申し上げまして、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

どうか本日もよろしくお願いを申し上げまして、ごあいさつといたします。ありがとうございました。

大久保事務局長

それでは、第12回の合併協議会の議事に入らせていただきます。

なお、議長は、合併協議会規約に基づきまして、会長が務めることとなっておりますので、吉山会長をお願いをいたします。

吉山会長

それでは、協議会規約によりまして、私が議長を務めさせていただきます。

議事に従いまして、報告事項の報告第1号 協議会委員の変更についてから始めてまいります。

事務局から説明願います。

大久保事務局長

それでは、先に送付しております議案の1ページをお願いいたします。

報告第1号 協議会委員の変更についてでございます。

協議会委員の変更について、下記のとおり報告します。

実は、協議会の広域委員として御就任いただいております親和銀行松浦支店長の吉井支店長さんと、それから県北振興局の村上局長さんのお二人が、この度の人事異動により転任されました。そこで、後任の協議会委員についての対応でございますけれども、協議会規約ではこの広域委員につきましては、「1市2町の長が協議して定めた学識経験を有するもの3名以内をもって充てる。」という規定になっております。

そこで、これまでの協議会の推移の中で、合併の大枠の協議が終わりまして、事実上合併が決定しているということなどから、今後は新しい県北振興局長の星野局長さんのみをお願いいたしまして、今回、1名は欠員という取り扱いをさせていただこうというふうな協議の結果となりましたので、御報告をいたしたいと思っております。

なお、親和銀行の後任の支店長さんにつきましては御了解は得ているところでございます。

そのようなところから、当分は広域委員さんは2名体制ということになります。また、県北振興局長さんは本日は御欠席でございますが、先に委嘱状を交付させていただいておると

ころでございます。

以上、報告といたします。

吉山会長

ただ今報告第1号 協議会委員の変更について、事務局より説明がありましたが、御了解いただけますかね。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、それでは御承認いただきましたものとして取り扱わせていただきます。

次に、報告第2号 合併協議会事務局規程の一部改正についてを事務局から説明願います。

大久保事務局長

それでは、議案の2ページをお願いいたします。

報告第2号 合併協議会事務局規程の一部改正について。

松浦地域合併協議会規約第14条第2項の規定により、別紙のとおり事務局規程の一部を改正する規程を定めたので、報告します。

3ページをお願いいたしますけれども、これが一部を改正する規程でございます。

事務局規程の第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に、第4号として「合併のための事務に関すること。」の1号を加えるものです。

4ページの方に改正後の規程を添付いたしておりますので、ちょっとご覧いただきたいと思います。

第2条の下線を引いた部分の記述が今回加わったところでございます。第2条には事務局の所掌事項といたしまして、これまでは協議会の運営や庶務に関することとこのことをこういふふうに分けて記述をいたしておりましたが、この度合併が決定し、合併の準備を進めるにあたりまして、第4号に「合併のための事務に関すること。」これを加えたものでございます。

規約上、事務局に関する必要な事項は会長が定めることとなっておりますので、4月1日で会長が定め、施行しているところでございます。

以上、これにつきましての御報告といたします。

吉山会長

ただ今報告第2号 合併協議会事務局規程の一部改正について、事務局より説明がありま

したけれども、御了解いただけますでしょうかね。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、それでは御承認いただき、ありがとうございました。

次に、協議事項に移らせていただきます。

協議第54号（協定項目13号）特別職の職員の身分の取扱いに関することについてを議題とし、事務局から説明願います。

総務部会長をお願いします。

末吉総務部会長

それでは、協定項目13号 特別職の職員の身分の取扱いに関して、その報酬の調整にあたって事務調整を行いましたので、今後の調整作業の方針並びにそのスケジュール等について御提案申し上げます。私は、総務部会長を預かっております松浦市の末吉と申します。よろしく願いいたします。

それでは、議案7ページの方をご覧ください。

特別職の報酬等について、次のとおり提案するものであります。

特別職の報酬について、1．特別職の報酬等の検討にあたり、諮問機関を設置する。2．諮問機関の設置について、別紙のとおり松浦地域合併協議会特別職報酬等検討委員会設置規程（案）を提出する。というものでございます。

特別職の職員の報酬に関しましては、昨年10月26日開催の第3回協議会におきまして提案いたしましたところでありまして、その内容は、三役、教育長の設置、定数、任期については、法令の定めるところによる。給与については、現行額をもとに合併までに調整する。

議会議員の報酬等については、現行報酬をもとに合併までに調整する。

行政関係委員、公職選挙法関係委員の設置、定数、任期については、法令の定めるところによるものとし、必要に応じ合併までに調整する。報酬については、現行報酬をもとに合併までに調整する。

その他の委員については、新市の発足時において設置する必要があるものは合併までに調整する。報酬については、現行報酬をもとに合併までに調整する。その他のものについては、合併後調整する。

ということで御協議いただきまして、去る12月8日の第6回協議会におきまして確認があっ

たものでございます。

今回、その協議結果を踏まえ、本件につきましてはとりわけ熱心に御協議いただきました特別職の報酬額の調整の方針について、冒頭申し上げた内容を御提案するものでございます。

まず、これまでの協議会での議論におきまして、次のような点が意見として提示され、また、確認されたところでございます。

御意見としては、松浦市の報酬額を調整の例とした場合に、その他の特別職に係る報酬額は少ないのではないかと。また、現行報酬額にとらわれずに基本的な見直しが必要ではないかと。などの御意見がございました。

また、それに併せまして調整方針といたしまして、1市2町の住民の中から代表的な方々の意見を聞く場を設けることとして報酬審議会等を設置し、これに諮問し、その答申をもって協議会に報告し、課題であります報酬額を設定していく。調整にあたっては、松浦市の現行額を基本とし、現在の松浦市の報酬額に合わせる。あるいは、県下合併市の五島市や平戸市とのバランスをとった報酬額を設定する。あるいは、五島市、平戸市との人口格差を考慮した報酬額を設定する。との案を報酬審議会にお示しするという手はずで、協議会として確認に至ったものであります。

このことを受けまして、総務部会並びに給与人事班におきまして調整作業を行い、今回の提案は、まず、報酬等の調整に関しましては、次のページに記載しております報酬等検討委員会を設置し、先ほど申し上げましたとおり、協議会長の諮問機関として位置づけ、当委員会において本件に係る内容を御審議いただき、その答申をこの協議会に報告し、新市における特別職の報酬額につき確定を行うものであります。

記載しておりますとおり、以下の内容をもって規程を定め、後で申し上げますスケジュールに沿って進めたいと考えております。

それでは、議案の8ページの方をご覧いただきたいと思っております。

それでは、お示ししております規程案に沿いまして御説明いたします。

まず、設置目的につきましては、第1条で「松浦地域合併協議会は、松浦市、福島町及び鷹島町が合併した場合における新市の特別職、教育長及び市長職務執行者並びに議員等の報酬及び給料等の額等について検討するため、諮問機関として松浦地域合併協議会特別職等に関する報酬等検討委員会を設置する。」といたしております。

次に、当委員会は、協議会長の諮問機関として位置づけることから、第2条で「協議会の



会長は、特別職等の報酬等の額等を協議会に提案しようとするときは、あらかじめ、当該特別職等の報酬等の額等を委員会に諮問するものとする。」といたしております。

次に、当委員会の組織構成に関してでございますけれども、第3条で「委員会は、委員12人以内をもって組織する。」また、第4条で「委員は、1市2町の長がそれぞれの市町で推薦する者各4人をもって充て、協議会長が委嘱する。」としております。

次に、委員の任期につきましては、第5条で「委員は、諮問に係る報告が終了したときは、解嘱されるものとする。」といたしまして、諮問に対する報告、いわゆるその答申をもってその職が解消されることといたしております。

次に、委員長の設置並びに会議の開催に関しましては、第6条で「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。」2項に「委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。」3項に「委員長は、委員会の会議の議長となる。」4項に「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。」としまして、会議は、第7条で「委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初の会議については、協議会長がこれを招集する。」2項に「委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と規定しております。

次に、9ページの方でございますけれども、第8条で「委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。」2項に「前項の規定による報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等は、松浦地域合併協議会財務規程第8条及び第9条の例による。」と定めております。

次に、会議を円滑に機能させるための要件といたしまして、第9条で「委員長は、必要と認めるときは、議事に関係ある者を会議に出席させ、説明を求め、意見を聴取することができる。」としております。

続きまして、委員に対する守秘義務の要件としまして、第10条で「委員は、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」としております。

次に、当委員会の庶務事項の処理に関しましては、第11条で「委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。」とし、最後に、委任事項として第12条で「この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、協議会長が別に定める。」と定め、施行の時期につきましては、附則に「この規程は、協議会の会議で承認のあった日から施行する。」とする

ものであります。

以上、本規程によりまして、新市における特別職の報酬額について意見を求め、その答申をもって当協議会に御報告し、最終的な調整を図る考えでございます。

次に、この報酬額調整作業に関します今後のスケジュールでございますけれども、今説明申し上げました検討委員会の会議につきましては、全3回の会議開催を予定し、5月の中旬若しくは下旬までに第1回を、続いて6月期の前期と後期に1回ずつ開催し、7月の月上旬に最終報告、すなわち答申をいただき、この答申をもって事務調整班で調整案を作成し、幹事会での確認を経て、この協議会に御報告する考えであります。

したがいまして、7月20日開催予定の協議会におきまして、検討委員会の協議結果を踏まえた調整内容を御提示するスケジュールで作業を進めていく予定でございます。

以上で説明を終わります。

吉山会長

ただ今協議第54号 特別職の職員の身分の取扱いに関することについて、総務部会長から説明がありました。

この内容は、特別職の報酬等の検討にあたり、諮問機関を設置するというものでございます。

これより質疑に入ります。御質問、御意見がございませんか。はい、村田委員、どうぞ。

村田委員

鷹島町の村田です。

実は、この協議会規程案の第1条の(設置)、この条項のことですけれども、市町の呼び名で、前の協議にも出たと思いますが、第1条の中身に「松浦地域合併協議会(以下「協議会」という。)は、松浦市、福島町及び鷹島町」この「及び」が、私がずっと考えますと、何か付録的な、枝番のような感じがするものですから、これは将来、条例、あるいは規程、あらゆる名称をつける場合、「及び」が必ずつくと思います。こういうとはもう既に申請されておるとは思いますけれども、何とかこの「及び」を抜いて、「松浦市、福島町、鷹島町」と、こういった呼び名にされないものかどうか、その点をまずお伺いいたします。

それから、次に、第8条の第2項ですね。この「松浦地域合併協議会財務規程第8条及び第9条の例による。」この例の内容の説明を求めたいと思います。

吉山会長

二つの提起がございました。

大久保事務局長

すみません。事務局から、そしたらお答えいたします。

この「及び」の使い方でございますけれども、これは一般的には、法規上の並列的な接続詞ということでの使い方でございます。ですから、同等のものをつなぐ場合にですね、これがたくさんある場合がありますけれども、途中は「、、、」でつなぐ訳なんですけれども、一番最後だけはこの「及び」を使うというのが一つのルールになっております。そのようなことから、これは、同等のものをつないだということで、御理解をいただきたいと思います。法規上のルールということで御理解賜りたいと思っております。

それから、もう一つございました、第8条にございました協議会の財務規程の第8条及び第9条の例によるというところでございますけれども、これは現在出席していただいております協議会の委員さんに報酬、それから旅費に相当いたします費用弁償いたしておりますけれども、この例をそのままこの委員会の委員さんにも適用するというふうなものでございます。その例によるということですね。

ちょっと読み上げます。まず第8条の方でございますが、これは報酬のことを謳っております。「規約第7条第1項各号の委員が」これは委員皆様方でございます。「が協議会に出席した場合は、報酬として日額4,900円を支給する。」ということで、これを今度の委員会の委員さんにも適用しよう、その例によって支給をしようというものでございます。

それから、もう一つ、第9条は旅費というところでございますけれども、「規約第7条第1項各号の委員に支給すべき旅費については、松浦市の旅費に関する規定の例により協議会が支給する。」ということで、現在、それぞれ皆様がこの協議会に出席するにあたりまして、公共交通機関を使って算定されます旅費を支給しておりますけれども、その例によって、同じようにこの委員会の委員さんにも報酬及び費用弁償を支払いますというふうな規定でございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

吉山会長

よろしいでしょうか。 はい。

その他。（「ちょっと質問」と呼ぶ者あり）副会長、どうぞ。

松永副会長

松永です。

この検討委員会というのは、協議会内委員会ですか。協議会から別から持ってくる委員会ですか。どうですか。

末吉総務部会長

今の御質問でございますけれども、一応協議会長の諮問機関ということでございますので、この合併協議会に対しては第三者から成る諮問機関という位置づけで考えています。

吉山会長

松瀬委員、どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。

第1条の用語の定義なんですけれども、「及び」と「並び」がどのように違いますか。恐らくこの場合は、同等の場合は「並び」を使うのが通例ではないかと思うんですね。「及び」と「並び」の使い分けで非常に文章が変わってくる訳ですが、その点、御検討なされたでしょうか。

吉山会長

はい、どうぞ。

大久保事務局長

事務局でございますが、これも法規上のルールでございますけれども、通常、単純なる、こういう全く同じようなものをつなぐ場合につきましては「及び」というふうな使い方をいたします。「並びに」という場合も、これも大体似たような並列的な接続詞でございますけれども、実は2段階方式につなぎがある場合に「及び」と「並びに」を加えて使うというか、そういうふうなルールになっておるところでございます。ですから、例えば、Aの並列的なものとBの並列的なものをさらにつなぐ場合に、大きい意味のつなぎを「並びに」にしまして、小さい意味のつなぎに「及び」を用いるという、そういうふうな法規上のルールがあるところでございます。

吉山会長

よろしいですね。松瀬委員、どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。

先ほど御説明いただいたかもしれませんが、関係者の出席に基づきます費用弁償ですね。この取り扱いは、8条関係で処理される訳でございますか。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

今回、この委員の費用弁償につきましては、この第8条第2項の規定、8条の規定によりまして処理をいたそうと思っております。そのためにこの規定を設けたというところでございます。

吉山会長

はい、どうぞ。

松瀬委員

委員でなくして、関係者の出席を求めることができると、こういうふうに謳ってありますけれども、関係者に対しては当然費用弁償が伴うものだと、このように理解しますが、その辺は関係者には問題外というふうな扱いをされる予定ですか。

吉山会長

質問の意味、わかりますね。

末吉総務部会長

関係者の出席でございますけれども、この委員会においては、全く一般の住民の方をお招きするというところはちょっと考えられないかなと思っております。職員等の出席を求めるというところが大体今のところは考えているところでございまして、一応職員につきましてはそれぞれの市や町の規程によりまして、その旅費を手当てした額をと思っておりますし、一応基本的にはこの委員会の委員さんというところでございます。

吉山会長

いいですね。

はい、どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。

この件については、本来ならこの会で協議することだろうと思う訳ですね。あえて特別にこの委員会をつくるということは、やっぱりこの協議会ではなかなか難しいという点があったのかなと、その辺もちょっとお聞きしたいということと、それから第10条ですけれども、守秘義務の中に、そこで話し合われたか何か知りませんが、他に漏らしてならないというふうな、あえて書いてある訳ですけれども、そういうふうな情報があり得る訳ですね、公開してはならない情報等が。あえて書いてあるけれど、ちょっとお聞きいたします。そこまで公開にならない、協議会に黙秘しなければならないような事項があるのかなと、ちょっと考える訳ですけれども。

吉山会長

二つございました。　　ちょっとお待ちくださいね。

大久保事務局長

ただ今の山口委員の御質問でございますけれども、まず最初の一つは、特別職の報酬等につきまして、合併協議会の中で議論をせず、諮問機関等を設置したというところの理由はなぜかというふうなところだと思っておりますけれども、これまでの合併協議会での議論と申しますか、協議の経緯の流れで、実は住民説明会を開催する前ぐらいの会議でございましたけれども、この特別職、そのときには一般職や組織の部分もあった訳でございますけれども、その辺を住民に理解を得るために、どのくらいまで掘り下げた内容を持って説明会ができるのかというか、もう少しやっぱり議論を深めておく必要がないかというふうなことの意見等がございまして、少し幹事会等で協議をしたことを皆様にお示したところでございました。

そういう中で、この特別職の報酬につきましては、現在、1市2町のそれぞれの自治体におきましても、特別職報酬等審議会ですね、そういうふうな諮問機関がそれぞれ首長の諮問機関としてございます。それぞれの各自治体の特別職の報酬をもし改定するというふうなときがございましたら、それぞれ諮問機関に諮問をして、そして答申を受けて、そして議会に諮って改定をしていくというふうな手続を実はとられておる訳でございます。それで、これを要は新市の特別職の報酬を決定するにあたりまして、それぞればらばらあるものを一つの1市2町まとめたようなですね、そのような性格の会を設けて、そしてその中で議論をしていただくような方向で進めたいというふうなお話しておったところでございます。

そのようなところで、今回はさらにそれを具体化して、実際に委員会の設置規程、委員会の内容等も明確にしながら進めていこうというところで進んでおるといふふうな状況でござ

います。確かに、この合併協議会の中で、さて幾らにしようかというふうな議論をしましても、なかなか煮詰まるためにはかなりの期間が必要かと思っております。その点は既に、そのような委員会の委員として、それぞれの自治体で識見者としてそういうふうな仕事をなさっておられる方に寄っていただきますれば、ある程度適正なところでスムーズな報酬等の決定ができるのではないかと考えております。

それから、第10条の守秘義務でございますけれども、実際にこの協議の経緯と申しますか、中身につきまして、そう余り守秘をするようなところはないのかもしれませんが、もしその途中の協議の議論の中で、個人のプライバシー等にかかわるような問題とか、そういうものが出てまいった場合には、やはりその辺は取捨選択して、ある程度守秘が必要な部分については、お互い認識を持って対応していただきたいというふうなことで入れてさせていただいておるといふふうなところでございます。

以上でございます。

吉山会長

よろしいですか。

田中委員、どうぞ。

田中委員

すみませんけど、もう一度お聞きします。

第3条の委員会ですね。委員12人以内をもって組織するという事なんですけど、この12人の内訳は、各市町4人ということですね。こちらの方には市の職員の方たちも入れられるということですか。

それとあと、合併協議会で検討した意見を諮問機関におりて、その意見を合併協議会の会長がおろすということですか。諮問機関で通った意見をこちらの方の合併協議会にまた持ってきて検討するということでしょうか。それを一つ尋ねたいと思います。

それから、私はこの報酬額、三役の件の報酬額は、私たち一般市民が数字を市長の870千円か860千円の月収の給料を200千円にせるとか、そういうことを全然見当なしで言える訳がありませんので、やっぱり職務内容に似合った賃金を報酬するべきだと思います。だから、最低は、もうこれ以上は下げられんよと自分たちが思われたら、本当に数字をきちっと出してから諮問機関で検討されて、持ってきていただきたいなと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

まず、第3条で「委員会は、委員12人以内をもって組織する。」とありますけれども、先ほど御意見があったとおりでございます。1市2町、人口差はありますけれども、報酬等の審議という立場に立ちましたときに、市町別に委員数については同等でよりいいだろうということで、おのおの4人の都合12人を予定しております。

ちなみに、一応事務的にその12人の方たちの位置づけですけれども、ある程度1市2町の委員になれる方の業種といたしますか、そういうところもある程度重ならないというか、広い範囲で拾えるようなということで考えておりまして、事務的に今検討している内容でございますけれども、松浦において4人は自治会からの代表者、金融機関からの代表者、それから医師会からの代表者、労働関係からの代表者。福島は4人につきましては、同じく自治会からの代表者、それから商工業関係からの代表者、婦人会からの代表者、農林水産業関係からの代表者。鷹島からの4人につきましては、自治会からの代表者、農業からの代表者、漁業からの代表者、それから民生委員等からの代表者という構成を一応想定はしております。

今申し上げた業種の関係の方ですので、市町の職員等はいりません。

吉山会長

松瀬委員がちょっと早かったです。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。

10条関係についてお尋ねをしておきたいと思いますが、これは訓令的、あるいは義務、要請的な条文でしょうか。自治法、本法関係等では罰則等の適用が実はある訳でございますけれども、これは単なる要請的な、あるいは指導的な、あるいは訓令的な条文で終わる訳でしょうか。その点をお尋ねします。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

それじゃ、第10条の守秘義務で、先ほど山口委員からも意見がありましたけれども、私たち市町村の職員、地方公務員法によるような罰則規定、守秘義務によるものというのは想定



していませんで、ある程度公平で、内容的には先ほど事務局長が言いましたようにプライベート的なことを含むことも想定されますので、守秘義務を、そこに書いておりますとおり他に漏らしてはならないとありますけれども、希望的なところで守秘義務を守っていただくということの一つのルールとして、この協議会の委員さんたちをお願いしたいというふうに考えております。

吉山会長

はい、どうぞ。

松瀬委員

道義的遵守事項ととらえていい訳ですね。それだけをお伺いしたいと思います。

吉山会長

はい、そのとおりのようです。

松瀬委員

それから、今一つお尋ねをしておきたいと思いますが、一応報酬等の額等につきましては、審議、そしてまた決定され、答申され、それに基づいて協議会としての額が決定されると、こう思う訳でございますけれども、新市になってからの執行ということになりますと、条例移管事項になってくるんじゃないだろうかというように感ずる訳でございますけれども、これが拘束力というのはどこまであるのか、その点を確認しておきたいと思います。

吉山会長

どうぞ。

末吉総務部会長

報酬等の額等につきましては、条例で定めるということになっておりますので、一応協議会の中で最終的に確認をいただいた報酬額というものを基本に、新たな条例案を策定しまして、合併する日ですから、18年の1月1日付をもちまして、新市の職務執行者が専決の処分をもってこの条例を定めるということで、新市においてこの条例が施行されるというふうになります。

吉山会長

松瀬委員、どうぞ。

松瀬委員

これは小さい事務的な問題だということになるかと思うんですけれども、職務代理者と

というのが早速1月1日から生まれてまいりますね。その額をこれで決めようとしておられるものですから、これは協議会の段階で決定されたものが、どこかの時点で決定されませんと、これはできませんね。だから、それは専決処分でやられるのか。いろんな方法があるのかと思いますけれども、事務上の問題について、余り具体的にこの場では論議すべきでないというようなことかもしれませんけれども、どのような取り扱いで発足当時は進められるのか、その点だけ御説明いただければと思います。

吉山会長

このことについては、先ほど総務部会長の方から申しあげましたように、この協議会で決定された報酬額、これが合併時点、1月1日付で職務執行者の専決事項として機能していくということになりますという説明でした。

寺澤委員、先ほど手を挙げられていましたけど。

寺澤委員

松浦の寺澤です。

実は、今の松瀬委員と同趣旨の内容になるかと思う訳ですが、一応問題は、協議会の中で決定を、この特別職の報酬の決定をする。先ほどの説明では、それを条例で定めて進めていくということですが、この特別職の報酬のみならず、いろんな今後、合併までに調整する問題については、財政的に、金額的に絡んでくるものが残っていると私は思う。最終的には条例で定めるということですが、新市になってからの議会での議決ということとの兼ね合いをどのように判断される訳ですかね。それは、すべて新市、1月1日の新市になって、条例で定めて、条例で定めたからそのとおりやるんだということになるのかどうか。そこら辺の兼ね合い、どうですかね。ちょっとお尋ねしておきたい。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

条例等、例規等の制定の方法ですね、方針についてのお尋ねかと思いますが、この件については、例規等の整備ということで合併協議会にも一回お諮りしまして、協定項目にございまして、お諮りしまして御確認を得たところでございます。

数字的なことはちょっとはつきりしたところ記憶しておりませんが、1市2町で言いますと、約1,000本ぐらいの例規がございます。恐らく700から800ぐらいについては合併時に

おいてなくてはならないといいますが、1日も新市において欠くことのできない例規がございます。これらにつきましては、先ほど報酬額の条例のことを例で言いましたけれども、合併と同時に、合併と同一時、18年の1月1日付で職務執行者が専決処分をもってこの条例を定めて施行するということとなります。条例の中にも、まだ規則等の例規の中には、合併した時点ではなくて、合併後に改めて制定すればいいような条例もございますし、合併と同時に従前からあった条例等を引き続き新市においても一部引き続き継続していくというものもございます。あるいは、合併と同時に廃止するというものも当然出てきます。その辺の整理については今、事務的にそれぞれの合併の部会とか事務調整班で進めておりまして、今申し上げたように、合併時に1日も空くことのできない条例、規則そういうものの設置については合併時に職務執行者が制定して施行するという形になります。当然、事務的な手順としましては、合併の前日までにそういうものについては事務調整を行って、新たな例規案を作成していくということで進めております。

吉山会長

はい、どうぞ。

寺澤委員

非常にそこら辺が私も十分把握していないんですけども、要するに、新市になってからの議決権限に基づくものと。要するに、合併協議会で決定したそのものについてはすべて条例で定めるものと、規則なりそういうもので定めるものとのいろいろ分かれてくると思うんですね。そうなってくると、議決権限というものがどこら辺にまで及ぶのか。そこら辺の問題がちょっと私もようははっきり明確にわからん訳ですけども、この合併協議会で決めたものが即すべて条例なり規則で定めていくということなのか。そこら辺はいかがですか。

それと、新しい議会に、どういう形になっていくのか別として、なつてからは、またその段階でいろいろ議会、あるいは執行者との議論の中で変更なり、いろんな状況の変化によって出てくるというとらえ方で、あくまでもこの協議会の中で決めたものは条例、あるいは規則の中ですぐ謳い込んでいくということで理解をするべきですかね。そこら辺、ちょっと私も判断に苦しむものですから、お尋ねします。

末吉総務部会長

合併協議会で御議論いただいて確認をいただいている事項というのは、やはり新市が、1市2町が合併して、基本的な新市のルールづくりといいますが、そういうところの基本にな

るかというふうに思いますので、合併協議会で条例に反映するような内容、細かいところまでの協議は恐らくないかと思えますけれども、あくまでも協議会で御検討、確認いただいたことを踏まえて条例案を策定するということになります。

職務執行者が合併と同時に専決処分を行って、新市での例規というルールを策定する訳ですけれども、当然新設合併ということで議会も在任特例がないという合併と同時に、新たに選挙があるということで、合併時にはいわゆる正式な市長とか三役はいないし、議会もないということで、これらは選挙が50日以内にありますけれども、それまでの間は職務執行者の権限をもって合併時に制定する。新たに議会議員の選挙が行われまして、議会が設置できました時点で専決内容については承認を求めるという形になりますし、新たな議会で議決をしなければ設置できない条例とか委員の選任とかそういうものはありますけれども、そういうものについては新市の議会が設置後直ちに提案して、議会の方で議決をいただいて、新しい条例等の施行を行うということになるかと思えます。

吉山会長

はい、どうぞ。

寺澤委員

大体、合併ということ自体が私ども初めてですから、ただ問題は今までの、例えば、特別職の報酬等々については報酬審議会の中で審議をされて、そして提案をされて、それについて議会の中で議決という形を持ってきておったですね。だから、そこら辺が、今回、特殊な状況ですから、合併ということで、もう既にこの協議会の中で決定したものは条例をして、条例として出して議決をいただくということになるんだということですが、そこら辺の議決権の問題がどうかと、ちょっと私も、私なりに理解されない面があったもんですからお尋ねしておる訳でございますけれども、全部が全部じゃないということですが、今後の新しい議会の中ですべてが議決、処理をされていくものであるというように私は理解をしておったもんですから、ちょっとそこら辺がね。重要な問題については、ここで決定したものについては、条例でうたい込むものは謳い込んで、即やっぱり専決なりという形の中で承認を得るとい、そういう事務手続をとられるということですね。わかりました。

吉山会長

松瀬委員、どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。

専決処分ができるというのは、義務的経費と、それから緊急応急的経費の支出、これが専決可能ではないかと思うんですよね。恒常的なものは、議会の議決を要するものは議会に回さにゃいかんとじゃないか、事後報告だけで、職務代理者が専決をしておいて、このように専決しただけで通る問題ではないというように思うんですが、その辺はそのように割り切っておいていいんですか。

それから、今一つは、協議会の決定事項の効力、そしてまた、それを担保する方法について、新市の議会は議決しなければならないという条項はないんじゃないでしょうか。改めて協議をし、審議をし、決定をされるということになるんじゃないでしょうか。その点もあわせてお尋ねしておきたいと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。

今の御質問でございますが、整理をさせていただきたいと思いますが、松瀬委員がおっしゃった一般的な専決、例えば、議会の開催のいとまがない場合とか、急施を要する場合という専決と、今回新市が誕生して市政事務を執行していく上に必要な市長職務執行者の専決とは性格が異なります。したがって、1月1日から行政事務を円滑に推進していくための条例、規則、そのすべてを市長職務執行者が専決を行います。そして、議会構成がなされた段階で議会に専決処分の報告をして承認をいただくということになりまして、その中でですね、その先の話は必要ないと思いますが、必要なものは条例を改正するとか、いろいろな手続が進められるということになるということでございます。

吉山会長

よろしゅうございますね。

他に。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、この条文の解釈等々も含めて、慎重に御審議をいただいたところでございます。

この協議第54号についての質疑は、こちら辺でとどめて、確認作業に入らせていただきたいと思います。

それでは、協議第54号 特別職の職員の身分の取扱いに関することについては、原案のとおり確認させていただきますが、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、じゃ、そのように取り扱いをさせていただきます。

続きまして、協議第55号、協定項目の18号になりますが、各市町の慣行の取扱いに関する  
ことについて、総務部会長から説明を願います。

末吉総務部会長

それでは、引き続き総務部会の方から御提案させていただきます。

それでは、議案第55号 各市町の慣行の取扱いに関する事に係ります市章の選定について御説明と、これまでの作業過程についての御報告を行いたいというふうに思います。

議案の方は10ページをご覧くださいと思います。

協議会での市章の決定にあたり、候補作品の選定を行うために、別紙のとおり、松浦地域  
合併協議会市章候補選定委員会規程を提案するものでございます。

市章の選定に関しましては、先の協議会におきまして、公募により市章デザインを募集し、  
選定委員会を設置しまして、応募作品の中からまず5作品を選定し、さらに選定作品の中  
から合併協議会で市章デザインの決定を行うということで御確認をいただいたところであり  
ました。また、併せて募集の方法や期間、並びに選定作業の方法等については、基本的な策定  
方針を御確認いただきましたので、総務部会並びに幹事会におきまして、今後の策定作業の  
一環として今回御提案するものであります。

先ほど議案の提案で申し上げました選定委員会の設置について、その設置に関する事項を  
次のとおり説明いたします。次のページをお開きください。

選定委員会の設置に関し、松浦地域合併協議会市章候補選定委員会規程の制定に関して説  
明いたします。

まず、その設置の位置づけといたしまして、第1条で「松浦地域合併協議会は、松浦市、  
福島町及び鷹島町が合併した場合における新市の市章デザインを決定するにあたり、公募に  
より応募のあった作品の中から協議会で決定する候補作品の選定を行うために、松浦地域合

併協議会市章候補選定委員会を設置する。」と定めております。

次に、選定委員会の役割といたしまして、第2条で「委員会は、応募作品の中から5作品を選定し、作品毎に選定理由を付して協議会の会長に報告する。」と、その委員会の任務を定めております。

次に、委員の選任と委嘱に関しましては、第3条で、「委員は、次に掲げる者をもって充て、協議会長が委嘱する。」一つ目に「協議会委員のうちから、各市町がそれぞれ推薦した者 各1名」「各市町がそれぞれ推薦したデザインに関する識見を有する者 各2名」とし、1市2町それぞれから選出いただいた都合9名の委員で構成し、協議会長がこれを委嘱するとしております。

次に、委員の任期につきましては、第4条で「委員は第2条に規定する任務が終了したときは、解嘱されるものとする。」としまして、候補作品5作品の選定を行った後は、当委員会についてはその業務を終了し、委員についても委嘱を解くこととするものであります。

続きまして、委員会の運営に必要な事項について、以下のとおり定めております。委員会に委員長を設置することとし、第5条で「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。」2項で「委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。」3項で「委員長は、委員会の会議の議長となる。」4項で「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。」

次に、第6条で「委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初の会議については、協議会長がこれを招集する。」2項「委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」

また、報酬等の取り扱いに関しまして、第7条「委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。」2項で「前項の規定による報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等は、松浦地域合併協議会財務規程第8条及び第9条の例による。」といたしております。

次に、会議の運営を円滑に行うために、次のとおり関係者の出席を求められることができるといたしまして、第8条で「委員長は、必要と認めるときは、議事に関係ある者を会議に出席させ、説明を求め、意見を聴取することができる。」

あわせて守秘義務として、第9条で「委員は、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」と定めております。

また、委員会の事務処理上の庶務につきましては、合併協議会事務局で行うこととし、第10条で「委員会の庶務は、協議会の事務局において行う。」

最後に補則事項としまして、第11条で「この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、協議会長が別に定める。」

附則におきまして、「この規程は、協議会の会議で承認のあった日から施行する。」と定めるものでございます。

以上で市章候補選定委員会の設置に関する規程の制定についての説明を終わります。

続きまして、公募についての広報に関しまして、これまでの作業経過についてお知らせいたします。

お手元に、新松浦市市章募集の広報と応募用紙を兼ねたチラシを配付いたしております。これは、前回の協議会で公募の方法、期間等について御確認をいただいたことを踏まえ、1市2町住民への募集広告として作成したものでございます。市町それぞれの広報紙配布時に各世帯ごとに配布することといたしております。チラシの内容については、ご覧いただいているとおりでございます。また、前回お話ししましたように、近く合併協議会のホームページにも掲載することといたしております。

以上で説明を終わります。

吉山会長

ただ今協議第55号 各市町の慣行の取扱いに関することについて、市章の公募にかかわる、応募者の選定ですね、公募作品の選定に係る部分についての総務部会長からの説明がありました。

これより御質問等々受けたいと思いますが。前回の協議会に基づいた選定作業を進めるルールをここで委員会を設置して進めていきますよということの内容です。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、質問、意見を打ち切ります。

協議第55号 各市町の慣行の取扱いに関することについて、原案のとおり確認してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



吉山会長

それでは、原案のとおり確認させていただきます。

以上をもちまして本日の協議事項は終了いたしました。事務局から何かありますか。

大久保事務局長

それでは、その他の事項ということで、今日は皆様のところへ次回の協議会の日程につきましてお配りをいたしております。実は、これも3月にスケジュールを決めていただきましたときに、5月30日ということで決定をしていただいた訳でございますが、実は5月30日に西九州自動車道の建設促進期成会の総会があるという情報が最近入りまして、それでこれには首長さん方、議長さん方皆さん案内が参るといふうなことになるようになっておるようでございます。それで、この西九州自動車道につきましては、この松浦地域におきましての重要施策の一つでございます。そのようなことから、合併協議会の方を譲りまして、協議会の日程を変更させていただきたいというふうなことから、皆様に配付いたしておるところでございます。5月30日を1週間ずらしていただきまして、6月6日、同じく月曜でございますけれども、ここにさせていただきたいと思っております。

それで、本日が第12回ですから、第13回協議会ということになります。時間は、そのまま午前10時からということで、先般申し上げました5月30日にいろいろ予定しておりましたものもこの6月6日にすべてずらさせていただきたいと思っております。場所は松浦シティホテルでございます。

なお、後の予定もございまして、午後2時30分ぐらいからは松浦市内の公共施設の視察を行いまして、その終了後、懇親会をさせていただこうかなというふうな予定を持っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

吉山会長

そういうことで、次回協議会の開催を日程を変更させていただきたいということの提起でしたが、西九州自動車道という大きなプロジェクトのかかわりのある部分ですので、ずらすことはやむを得ないかなという判断もいたしておりますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、そのように取り計らってまいりたいと思います。

それぞれ日程が組まれておる部分等々、御迷惑かける向きもあろうかと思えますけれども、次回の開催日は6月6日月曜日ということでよろしく願いをいたします。

他には。

大久保事務局長

もう一つ申し添えまして、すみません。当日の懇親会につきましては、一部負担金をお願いいたしたいと思っております、そのことにつきましては次の通知のときに記載して、またお願いを申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

吉山会長

よろしゅうございますですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、他に皆さんの方からございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

本当に大変忙しいですね、連休前に公務が立て込んでおるにもかかわらず、今日こうやって協議会を終わることができました。これからもひとつよろしく願いしますということで閉会といたしたいと思えます。本当にありがとうございました。

午後3時6分 閉会